大野市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給事業実施要綱

(平成24年3月28日教委告示第1号)
 改正 平成27年1月13日教委告示第1号平成29年12月21日教委告示第26号平成31年1月25日告示第2号

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定に基づき、教育に係る費用の一部を援助し、義務教育の円滑な実施を図るため、経済的理由により就学困難と認められる児童又は生徒(以下「児童生徒」という。)の保護者に対して実施する就学援助費の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に 定めるところによる。
 - (1) 要保護者 生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第6条第2項に規定する者
 - (2) 準要保護者 次のアからエまでのいずれかに該当する者
 - ア 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第4条に規定する児童扶養 手当受給者
 - イ 大野市母子家庭等医療費の助成に関する条例(昭和53年条例第19号) 第3条に規定する助成対象者
 - ウ 児童生徒が生計を一にする世帯が、地方税法(昭和25年法律第226号
 -)第295条第1項の規定により住民税が非課税である世帯に属する者
 - エ アからウまでに掲げるもののほか、特別な事情により大野市教育委員会 (以下「教育委員会」という。) 市長が特に必要と認める者
 - (3) 学校徴収金 小学校又は中学校が児童生徒の保護者から徴収する経費で次のアからウまでのいずれかに該当するもの
 - ア 学校給食法(昭和29年法律第160号)第11条第2項に規定する学校 給食費
 - イ 児童生徒が各学年の課程において使用する学用品の購入に要する費用
 - ウ ア及びイに掲げるもののほか、学校教育に伴って必要な費用

(支給対象者)

第3条 この事業の支給対象者は、市内に住所を有する児童生徒(学校教育法第1 8条に規定する学齢児童又は学齢生徒をいう。以下同じ。)若しくは就学予定者 (学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第5条第1項に規定する就学 予定者をいう。以下同じ。)の保護者で、要保護者及び進要保護者とする。ただ し、教育委員会が学校教育法施行令第9条に規定する区域外就学を認めている児童生徒若しくは就学予定者の保護者については、当該児童生徒の住所の存する市町村教育委員会と協議の上、決定する。

(支給要件)

- 第3条 就学援助費は、市内に住所を有する児童生徒又は就学予定者(学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第5条第1項に規定する就学予定者をいう。以下同じ。)の保護者で、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するもの(以下「支給対象者」という。)に支給する。
 - (1) 要保護者に該当していること。
 - (2) 準要保護者に該当していること。

(援助対象費目等)

第4条 就学援助費の対象となる費目(以下「費目」という。)及び支給対象者は、別表のとおりとする。ただし、要保護者のうち、生活保護法第13条に規定する教育扶助を受けている者に係る費目は、別表中、修学旅行費及び医療費に限る。ただし、学用品費、通学用品費、校外活動費、通学費、体育実技用具費、卒業アルバム代等、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費及び学校給食費については、生活保護法第13条の規定による教育扶助が行われている者を除き、新入学児童生徒学用品費については、同法第12条の規定による生活扶助が行われている者を除く。

(支給額)

第 5 条 前条に係る就学援助費の支給額は、予算の範囲内で教育委員会が別に定める。-

(支給額)

第 5 条 就学援助費は、毎年度国が定める要保護児童生徒援助費補助金 (学用品費等) 予算単価に準じて、予算の範囲内で支給する。

(申請手続)

- 第6条 支給対象者が就学援助費の支給を受けようとするときは、就学援助費申請書、支給申請書(様式第1号)に、必要な書類を添えて<mark>教育委員会市長</mark>に申請しなければならない。
- 2 前項の規定による申請書の提出は、児童生徒が在籍又は就学予定の学校長(以下「学校長」という。)を経由して行う。ただし、学校長を経由し難い事由がある場合は、教育委員会市長に直接申請することができる。

(決定及び通知)

- 第7条 教育委員会市長は、前条の申請書を受理したときは、遅滞なく審査し、就 学援助費の支給可否を決定する。
- 2 教育委員会市長は、前項の審査を行うにあたり必要があると認めるときは、支 給対象者申請者に対し、必要な書類の提出を求めることができる。

- 3 教育委員会市長は、第1項の審査を行うにあたり必要があると認めるときは、 学校長、民生委員児童委員及び福祉事務所長の意見を求めることができる。
- 4 教育委員会市長は、審査の結果について就学援助費支給可否決定通知書(様式 第2号)により申請者に通知し、併せて学校長に報告する。
- 5 前項の決定目は、当該年度の4月末目までに申請があったものについては、当 該年度の4月1日とし、5月以降に申請があったものについては、申請書を教育 委員会が受理した月の翌月の初日を決定日とする。ただし、就学予定者にあって 入学前年度の2月末日までに申請があったものについては、入学前年度の3月1日とする。

<u>(支給期間)</u>

第8条 支給期間は、原則、教育委員会が支給決定した目から当該支給決定した日 が属する年度の3月末日までとする。ただし、就学予定者は、入学年度の3月末 日までとする。

(支給開始日及び支給期間)

- 第8条 就学援助費の支給開始日は、4月末日までに申請があったものについては 支給要件に該当した当該年度の最初の日とし、5月以降に申請があったものにつ いては支給要件に該当した申請月以降の最初の日とする。
- 2 就学援助費を支給する期間は、前項に定める支給開始日から当該日が属する学年の末日までとする。
- (支給及び委任)
- 第9条 就学援助費は、第7条により支給決定された保護者(以下「受給者」という。)に口座振込の方法により支給する。ただし、援助対象費目のうち、医療費に係る就学援助費は、教育委員会が医療機関に直接支払うものとし、給食費に係る就学援助費は、受給者の委任状により学校長を経て支給するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、受給者が正当な理由なく学校の徴収金を滞納した場合は、学校長を経て支給する方法その他教育委員会が適当と認める方法に変更することができる。
- 3 学校長は、当該年度の就学援助費支給の完了後、教育委員会へ就学援助費個人 明細書 (様式第3号)を提出しなければならない。

(支給及び委任)

- 第9条 就学援助費は、第7条の規定により支給決定された保護者(以下「受給者」という。)に、口座振込の方法により各学期の終業後に支給する。ただし、医療費に係る就学援助費は、教育委員会市長が医療機関に直接支払うものとし、学校給食費に係る就学援助費は、受給者の委任状に基づき学校長を経て支給するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、新入学児童生徒学用品費に係る就学援助費は、入学 前年度の2月末日までに申請があったものに限り、入学前年度の3月に支給する

ことができる。

3 第1項の規定にかかわらず、受給者が正当な理由なく学校徴収金を滞納した場合は、学校長を経て支給する方法その他教育委員会市長が適当と認める方法に変更することができる。

(変更及び取消し)

- 第10条 受給者は、第2条第3条に規定する支給要件のいずれかに該当しなくなったときは、学校長を経由して就学援助費辞退届(様式第4号様式第3号)により、速やかに教育委員会市長へ届け出なければならない。
- 2 教育委員会市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給決定 を取り消すことができる。この場合において受給者が就学援助費を既に受けてい るときは、教育委員会市長はその全部又は一部を返還させることができる。
 - (1) 第2条第3条に定める要件に異動が生じたとき。
 - (2) 第2条第3条に定める要件を欠くに至ったとき。
 - (3) 受給者が偽りその他不正な手段により就学援助費を受けたと判明したとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、支給決定が適当でないと認めたとき。

(帳票の保存期)

第11条 就学援助費に関する帳票の保存は、申請のあった当該年度から10年と する。

(関係図書の保存)

第11条 教育委員会市長、学校長及び受給者は、就学援助費に係る関係図書、収支に関する帳簿及び支払に関する証拠書類を、第8条第1項に規定する就学援助費の支給開始日の属する会計年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

- 第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。 附 則
 - この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年教育委員会告示第1号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年教育委員会告示第26号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成31年教育委員会告示第2号)

この要綱は、平成31年2月1日から施行する。

附 則(令和2年教育委員会告示第○号)

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第10条及び第11条に規定する事項については、同日後もなおその効力を有する。

別表 (第4条関係)

費目	支給対象者
学用品費	要保護者 準要保護者
通学用品費	要保護者 準要保護者
校外活動費	要保護者 準要保護者
新入学児童生徒学用品費	要保護者 準要保護者
修学旅行費	要保護者 準要保護者
通学費	要保護者 準要保護者
体育実技用具費	要保護者 準要保護者
卒業アルバム代等	要保護者 準要保護者
クラブ活動費	要保護者
生徒会費	要保護者
PTA会費	要保護者
医療費(学校保健安全法施行令	要保護者 準要保護者
(昭和33年政令第174号)	
第8条に定める疾病の治療費に	
限る。)	
学校給食費	要保護者 準要保護者

就学援助費申請書

(新規・更新)

大野市教育	委員:	会大野	市長—	様					年		月日
- <mark>就学援助</mark> を受けたいので、関係書類を添えて申請します。											
住											
保護者氏名 印											
連絡集(電話)											
		学校	年)				学校	₹ (一学	:年)_	
対象児童/	上徒	-	フリガ	<u> </u>							
, , , , , , , , , , , , , , ,	_ , _	氏名								1	
	性别						生年				
世帯の状況	、 ※上	記児童生	生徒以外。	D 家族につ	いて記入	して	ください。	。 続柄(は児童生徒	からの	り続柄を記入
してください。	_	-			Т			1			
兵名	ź	売柄	<mark>性别</mark>	生年。	月日	職	業(学年)	_	リ 支援学級 学の有無	M	<mark>同居・別居</mark>
											<mark>同・別</mark>
											同。别
											同・別
											同・别
											同・别
1 児童扶養手当受給世帯 2 大野市母子家庭等医療費助成金対象世帯											
<u>3 非課税世帯 4 生活保護受給世帯 5 その他(</u>)											
住宅(ひ形態	}		-	1 持多	\tilde{k}		2	借家借	間	
同 意 書											
申請に当	たり、	、私の	世帯全	員の所		状沙	足、児童	ま扶養	手当受	給状	況、大野
市母子家庭等医療費助成状況などについて、教育委員会が関係機関に照会する											
ことに同意	しまっ	}.									
また、必	要に	芯じ学	校長、	民生委	員児童	委員	員及び福	<u> </u>	務所長	の意	見を求め
ることに同		ます。									
					年	月		保護者	氏名		FP
				委	任	\}					
決定され	た欧	7 H	計学 择				りの手気	また 匪	<u> </u> する一	ПО	権限を学
校長に委任			-1\n 1 1≥	クタタン	文 例 し	√	- V 1 715			J 3 V J	TEM C 7
NA TO STE	. 0 6	/ 0			年	月	 	呆護者	氏名		
金融機関名	支后	生名	預金の	種類	口座番号	!	口座名	義	口座名	1義フ	· リガナ
			普通•	当座							
学校記入欄				•		•		•			

<u>上記の者を、就学援助が必要な児童生徒として報告します。</u> 年<u>月日学校長</u>

年 月 日

大野市長 様

住所

氏名 印

就学援助費支給申請書

就学援助費を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

V- 1 20 71 71	- 24 /		- 17 1 1/11 -	- 1 / 0				
児童生徒氏	名							
学校名・学	年							
	世	帯の状況(F 月 日現在	()				
氏名	生年	月日続村	力	又は ・学年	特別支援学級 在籍の有無			
	年	月日						
	年	月日						
	年月	月日						
	年月	月日						
	年	月日						
1 児童扶養手当受給世帯 2 大野市母子家庭等医療費助成金対象世帯 3 非課税世帯 4 生活保護受給世帯 5 その他()								
同意書・委任状								
要保護及び準要保護児童生徒就学援助費の支給に関する事務手続を処理することに限り、上記世帯員の地方税関係情報、住民登録情報、児童扶養手当受給状況、大野市母子家庭等医療費助成状況等を取得することに同意します。 要保護及び準要保護児童生徒就学援助費に係る請求及び受領等に関して必要が生じた場合は、学校長に事務手続きを委任します。								
		年月日	日 保護者氏	名	印			
振込希望口座								
金融機関名	支店名	口座種別	口座番号	口座名義	口座名義カナ			
		普通・当座						

学校記入欄

上記の者を、就学援助が必要な児童生徒として報告します。

年 月 日 学校長

印

様式第2号(第7条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

様

大野市教育委員会 大野市長 印

就学援助費支給可否決定通知書

年 月 日付で申請のあった就学援助費の申請について審査した結果、 大野市就学援助費支給要綱第7条の規定により下記のとおり決定しましたので通知 します。

記

1 就学援助費支給の可否 可・ 否

理由(否の場合)

- 2 就学援助費を必要とする児童生徒 氏名学年
- 3 决定年月日支給開始年月日 年 月 日

決定された要件に変更があった場合は、速やかに届け出てください。

就学援助費個人別支給明細書

学校

								1 1X		
年組	児童生徒 氏 名			保護者氏	洛					
品目	金 額	現金 現物 の 区分	支給 年月日	品目	月别	金 額		支給 年月日		
学用品費	ш			給食費	4月	_	円			
(1学期)	円			給食費	5月	_	円			
学用品費	Ш			給食費	6月	_	円			
(2学期)	円			給食費	7月	_	円			
学用品費	円			給食費	8月		円			
(3学期)	 			給食費	9月		円			
1	円			給食費	10月		丹			
小計	17			給食費	11月	—	円			
2	円			給食費	12 月	—	円			
通学用品費	1.7			給食費	1月	_	円			
③宿泊を伴わな	円			給食費	2月	_	円			
い校外活動費	1.7			給食費	3月	_	円			
1+2+3				合計	_		丹			
승 計	円			- 年度の途中	における	要保護・準勢	要保護	の認定の		
				変更等の事由						
新入学児童生徒	円			————年	月一					
学用品費				要保護・準要保護 に変更された。						
宿泊を伴う	円			————年	1 71 H					
校外活動費				廃止・転校した。						
修学旅行費	円			<u>上記の者に記載のとおり就学援助費が給与され</u> たことを報告します。						
その他 -(費)	H			年 月 日 学校長						

上記の者に記載のとおり就学援助費が給与されたことを確認します。

大野市教育委員会

様式第4号様式第3号(第10条関係)

年 月 日

大野市教育委員会大野市長 様

(学校経由)

保護者住所

氏名 印

就学援助費辞退届

下記の理由により、就学援助費を辞退します。

記

- 1 児童生徒氏名
- 2 学校名・学年
- 3 辞退の理由
- 4 理由発生年月日